

Ⅱ 岐阜県砂利採取計画認可基準

第1 総 則

1. 目 的

この基準は、砂利採取法（昭和43年法律第74号）第19条（認可の基準）の一般的な運用基準を定め、もって砂利の採取に伴う災害等の防止を図ることを目的とする。

2. 定 義

- （1）この基準において「陸砂利」とは、平地に賦存している砂利をいうものとする。
- （2）この基準において「山砂利」とは、山又は丘陵に賦存している砂利をいうものとする。

3. 認可の条件

採取計画の認可にあたっては、この基準に規定した認可の条件のほか個々の事例ごとに必要な事項を認可の条件として付することができる。

第2 陸砂利の採取

1. 採取量

採取量は、砂利資源の秩序ある開発のため砂利採取場における砂利の賦存量、設備能力、自然条件、採取方法等を考慮して適正なものでなければならない。特に、災害防止の見地に立って過大な採取量にならないように注意するものとする。

2. 採取の認可期間

陸砂利の認可期間は、採取跡地作業を含め1年6ヶ月以内とする。

ただし、申請者が不慮の事故等により採取跡地作業を実施できなくなった場合でも、当該採取計画の実施について岐阜県砂利協同組合の保証がされているなど、確実に採取跡地作業が実施されると認められる場合は、当分の間、認可期間は採取跡地作業を含め2年以内とすることができる。

3. 災害防止の方法等

（1）表土の除去等

表土の除去等の方法は、次の各号に適合するものでなければならない。

- ア. 表土を除去するにあたっては、隣接地が侵食されないように配慮したものであること。
- イ. 除去した表土を堆積するときは、地形に応じて築堤、板囲い、土留め等を設置するなど堆積表土が崩壊して隣接地に流出しないよう措置されていること。
特に、降雨時に表土が砂利採取場外へ流出するのを防止するため十分配慮されていること。
- ウ. 乾燥時においては、表土の飛散を防止するため、場合により砂利採取場内に適宜散水等の措置が講じられていること。

（2）掘削等

砂利採取にあたっては、掘削深、掘削方法及び保安距離等について、次の各号に適合するものでなければならない。

ア. 掘削深

- （ア）農地における掘削深は、採取跡の埋め戻しの必要性からみて原則として10.0メートル以内とする。ただし、埋め戻しによる良好な農地の復元の可否、災害防止及び地下水への影響等を総合的に判断して支障のない場合は15.0メートル以内とする。
- （イ）農地以外の地域における掘削深は、災害防止及び地下水への影響等を総合的に判断して支障のな

い場合は15.0メートル以内とする。

イ. 掘削方法

掘削方法は、原則として次のいずれかによるものとする。

湧水のポンプアップは原則として行わない工法とする。ただし、当分の間は、掘削深が9.0m以内であって、地下水への影響等を総合的に判断して支障のない場合はこの限りではない。

(ア) 掘削深10.0メートル以内で掘削する場合

- a 保安距離を後記ウの各々の区分に応じて確保し、かつ45度以下の勾配で掘削する。
- b 後記ウの保安距離を超える距離を隔てたうえで45度以上の勾配で掘削する。この場合は、崩壊しても隣接物件との間に後記ウの保安距離を確保すること。

(イ) 掘削深10.0メートルを超えて掘削する場合

保安距離を後記ウの各々の区分に応じて確保し、かつ45度以下の勾配で掘削する。

ウ. 保安距離等

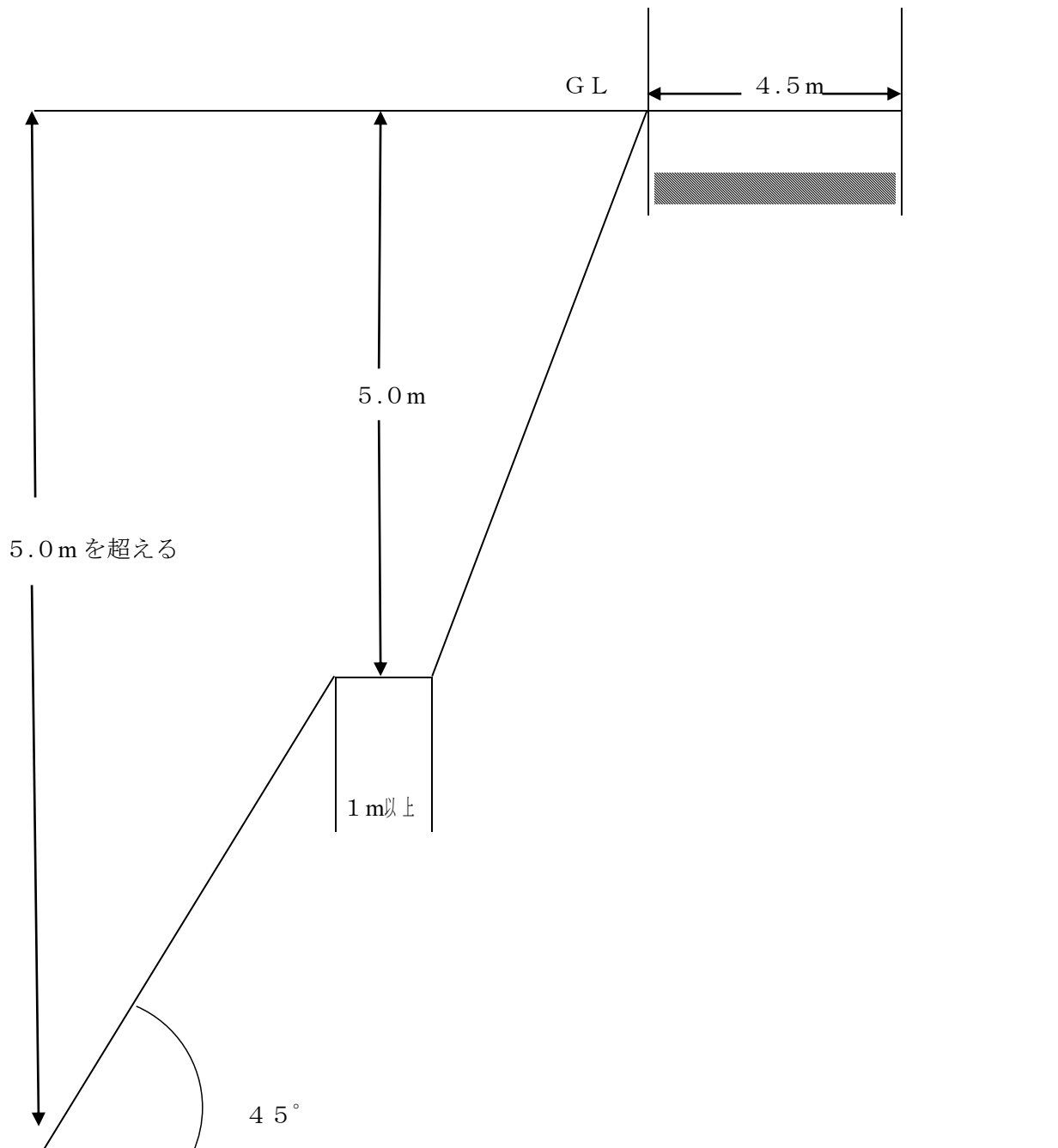
隣接地、公共物件（道路、水路、橋梁、堤防、砂防施設、鉄道、鉄塔等をいう。）、家屋等からは、その被害防止のため、次表の保安距離を確保すること。この場合、採取行為の計画区域には、搬出入路及び表土置場としてのみ使用する区域は含めないものとする。

区 分		掘削深5.0メートル以内	掘 削 深 5 . 0 メ ー ト ル 超	
			深さ5.0メートル地点にベンチを設ける場合	ベンチを設けない場合
1	家屋等	10.0	10.0	10.0
2	公共物件のうち重要なもの (国道、鉄道、高圧線鉄塔及び片側1車線以上の県道)	10.0	10.0	10.0
3	2に該当しない公共物件（道路・水路を除く）	5.0	5.0	5.0
4	2に該当しない道路・水路（1車線の県道、市町村道、水路）	2.0	4.5	5.0
5	上記以外の隣接地	2.0	4.5	5.0

(注) (1) ベンチを設ける場合はベンチ幅を1m以上確保すること。

(2) 特に必要と認められる場合には、個々の物件ごとに適切な距離をとること。

(ベンチを設ける場合)



エ. ボーリング調査

掘削深が10.0メートルを超える場合には、砂利層の確認並びに地下水に与える影響を事前に調査する必要があるため、採取場1箇所当たり2地点以上のボーリング調査を実施するものとする。

また、堀削深が5.0メートルを超える場合であって湧水をポンプアップする場合も同様に実施するもの

とする。

(ア) ボーリングは、採取場域の地層状況を的確に反映するように、間隔を概ね50メートル程度として区域全体について実施すること。

(イ) ボーリングの必要深は、予定掘削深に2.0メートルを加えたものを目途とする。

オ. その他

(ア) 砂利採取場の区域が広大である場合には、できる限り計画性をもって掘削するものであること。

(イ) 公共物件からは十分に安全性を見込んだ保安距離をとらなければならないが、特に必要がある場合（例えば水路の水が渇水するおそれがあるとき。）は、補強工事を行うこと。

(ウ) 砂利採取場には、原則として囲い柵、危険表示等を設置すること。

(エ) 乾燥時においては、土砂の飛散を防止するため、場合により砂利採取場内に適宜、散水等の措置を講ずること。

(オ) 掘削箇所への地下水の浸出等により、付近の井戸水、農業用水等に悪影響を与えないように留意すること。

なお、付近の井戸水等に、水位の低下、枯渇の影響が生じた場合においては、一旦採取作業を中止し、被害防止のため適切な措置をとること。

(3) 砂利採取場内での運搬

同一砂利採取場が道路又は他人の土地により分断されている場合、運搬時においては落石を防止するため、ベルトコンベアーの下を金網で囲う等の措置、又は交通整理員を置き、若しくは砂利運搬車の通行時間を制限する等の措置をとるものでなければならない。

(4) 水洗・選別等

ア. 水洗に必要な水の確保

- (ア) 砂利を洗浄するために地下水を取水するときは、付近の井戸水、農業用水等に悪影響を与えないように留意したものでなければならない。
- (イ) 洗浄水を節約するためには、洗浄水の還流方式を採用することが望ましい。付近の井戸水等の枯渇のおそれがある地域では、原則として洗浄水の還流式をとるものでなければならない。

イ. 水洗・選別の方法

洗浄汚濁水を未処理のまま砂利採取場外へ排出しないよう措置されているものでなければならない。この場合に洗浄汚濁水を処理する方式としては、ヘドロの処理及び危険防止の観点から、できるだけ汚濁水処理装置を設置することが望ましい。

- (ア) 汚濁水処理装置を設置する場合は、次の各号に適合しているものでなければならない。
 - a 洗浄水の節約及び水質汚濁防止の観点から、できるだけ還流方式を採用することが望ましい。
 - b 汚濁水処理装置の処理能力は砂利の採取量に応じたものであること。
 - c 沈降剤、凝集剤は、当該装置にあった薬剤を使用し、その投入量は必要な浄化水を得るに足る量であること。
- (イ) 沈殿池を設置する場合は、次の各号に適合しているものでなければならない。
 - a 沈殿池は、できるだけ人家や公道から離れた安全な場所に設置すること。
 - b 沈殿池は、原則として地中に掘り込んだものとする。ただし、砂利採取場の状況によりやむを得ない場合には、土えん堤により囲われた沈殿池でもよいこととするが、その場合でも、地形、付近の状況を勘案し、できるだけ安全な場所に設置すること。
 - c 洗浄汚濁水等を沈殿池に滞留させる場合の最高限度は、原則として、当該沈殿池の容量の7割とすること。
ただし、特殊な構造の沈殿池については個々に具体的に検討すること。
 - d 沈殿池は、原則として二つ以上設けること。この場合一つの沈殿池の滞留量が最高限度に達したときは、その沈殿池の使用を中止して、他の沈殿池に移行し、最初の沈殿池は再使用できる状態に復元しておくこと。
 - e 沈殿池を一つしか設けない場合には、沈殿池が洗浄汚濁水を滞留させ得る最高限度に達したときは、洗浄作業を中止すること。
 - f 沈殿池には、適当に沈降処理剤を投入し、又は適当な日数の間滞留させた後に適切な水質の水を排出すること。
 - g 沈殿池の排出口の下端の高さは、排水のときに同時にヘドロを排出しないようなものとし、排水口は適切な水質の水を排出する以外は開門しないこと。
 - h 掘り込み式の沈殿池にあつては、沈殿池の周辺及び法面が崩壊しないように措置されていること。
 - i 土えん堤は十分水圧等に堪え得る強度を有していること。

(ウ) ヘドロの処理

ヘドロの処理の方法は、次の各号に適合するものでなければならない。

- a ヘドロは、一定の場所に適当な期間堆積して水分を除去した後に処分すること。ヘドロを処分する場合には、再度ヘドロ状態にならないように留意すること。
- b ヘドロの堆積場は、板囲いを施す等、降雨時に流出するのを防止するための措置が施されていること。

(エ) 排出する水の水質基準

砂利採取場から水を排出する場合には、次の各号に適合しなければならない。

- a 砂利採取場から排出される水の水質は、排水路に排出された水の利用状況（例えば、水道用、農業用に使用されている等）砂利採取場の立地条件、自然条件及び技術的能力を総合的に勘案して、災害防止の観点から適切なものであること。
- b 条例等により水質基準の定めのあるときは、その基準を遵守するものであること。

ウ. 騒音防止

騒音規制区域又は人家が密集している地域においては、騒音発生施設の使用時間の限定、騒音防止施設の設置等、騒音の防止に留意するものでなければならない。

(5) 砂利の堆積

砂利は、崩壊又は降雨により砂利採取場外へ流出するのを防止するため、原則として平坦地に堆積するものでなければならない。平坦な区域以外に堆積するときは、土留め等の措置を講ずるものでなければならない。

(6) 水切り

砂利の運搬時に砂利の運搬車から水がたれるのを防止するため、水切場に適当な時間堆積する等の方法により水切りをした後に砂利採取場から砂利を搬出するものでなければならない。

(7) 採取跡の処理

ア. 掘削跡を処理をする場合

採取跡の処理は、次の各号に適合するものでなければならない。

- a 掘削跡は、原則として埋め戻しを行うこと。
- b 農地における掘削跡は埋め戻しを行うこととし、この場合埋め戻された土地は農地として使用し得る適切なものであること。
- c 農地以外の平地における掘削跡についても、積極的な理由が無い限り埋め戻しを行うこと。
- d 埋め戻しを行う場合は、掘削を完了した区域毎に出来る限り速やかに行うこと。
- e 砂利の水洗選別により発生する脱水ケーキを、掘削跡の埋め戻し材として使用する場合は、採取土砂量の3割以下とすること。
- f 埋め戻しを行わない掘削跡については、有刺鉄線、危険防止柵の設置等十分な危険防止の措置が講じられていること。

イ. 沈殿池跡を処理をする場合

沈殿池跡の処理は、次の各号に適合するものでなければならない。

- a 掘り込み式の沈殿池の跡については、原則として十分に水を排出した後、ヘドロの状態、厚さ等を考慮して適切な埋め戻しを行い、十分に転圧しておくこと。
- b 土えん堤を設置する方式の沈殿池の跡については、原則として十分に水を排出した後、適正に土えん堤を取り壊し、ヘドロを取り除いて危険のないように整地しておくこと。

第3 山砂利の採取

1. 準用

山砂利の採取には、次に掲げる基準によるほか、第2の陸砂利の採取の基準を準用するものとする。

2. 採取の認可期間

山砂利の認可期間は、3年以内とする。

3. 災害防止の方法等

(1) 表土の除去等

砂利の採取に先行して除去する表土及び採取に伴って発生する廃土等については、適切な土捨て場を設置して処理のうえ、土砂の流出防止等の措置が講ぜられていること。

(2) 掘削等

ア. 採取にあたっては、裸地状の部分を最小限にとどめ、例えば階段採掘法の場合には、多段方式とせず、特定段方式(2～3段)とする等、最終法面を早急に確定するよう配慮されていること。

イ. 採取終了時の残壁法勾配は、土質等を考慮して35度以下の安全な勾配とし、かつ直高5メートル以下ごとに幅2メートル以上の小段が設けられていること。ただし、上記の残壁法面の基準と同等以上の法面崩壊防止措置が講じられる場合、または埋戻し等によって最終残壁が生じず、かつ埋戻しが完了するまでの間、当該跡地が適正に管理されると認められる場合は、この限りでない。

ウ. 採取行為の計画区域の内側におおむね5メートル以上の幅の採取しない区域(保全区域)を設けられていること。ただし、採取箇所が保安林、人家、公共施設等に隣接する場合あるいは下方に耕地等がある場合には、20メートル以上の保全区域を設けられていること。

エ. 法面及び採取跡地は、原則として採取終了次第速かに植生(種子吹付け、つた植栽等)による保護を、又小段部には必要に応じて客土等の措置を講じたうえ植栽工を実施することとし、植生による保護が適さない場合又は植生による保護だけでは法面の侵食を防止できない場合には人工材料による適切な保護が行われるものであること。

なお、小段部及び法面以外の採取跡地についても可能な限り客土等の措置を講じたうえ植栽が行われるものであること。

オ. 採取行為に伴う土砂の流出による水質の悪化防止及び災害を防止するため、沈砂池、えん堤等の施設を設置する等の措置が講ぜられていること。

この場合、沈砂池等の構造は、採取期間中及び採取後の流出土砂量を貯留できる容量を有するものであること。

ただし、土石の沈砂により機能が低下した場合、しゅんせつ等の措置が講ぜられるものにあつては、採取期間4ヶ月分の流出土砂量を貯留できる容量とすることができる。

なお、採取期間中における流出土砂量は、開発行為に係る土地1ヘクタール当たり1年間原則として400立方メートルとする。

カ．掘削は、豪雨等による下流地域及び地下水への影響、地山の崩壊及び土石の落下の災害防止を総合的に判断して支障のない深さであること。

キ．防災計画は採石に準ずるものとする。

4. その他

(1) 作業工程は、次に掲げる順序に従って計画されていること。

ア．起工測量等の実施（ベンチマーク及び引照点の設置、丁張り等）

イ．砂利採取行為に先行する防災施設の設置（貯砂えん堤、沈砂池、調整池、流末排水施設等）

ウ．砂利採取行為と併せて行う防災施設の設置（法面等の緑化工、土留施設及び排水施設等）

第4 洗淨の取扱い

洗淨のみの認可の場合における洗淨の期間については、第2から第3までの採取の期間の規定にかかわらず、3年以内とする。

第5 変更認可の取扱い基準

1. 陸砂利の場合

(1) 新たに区域に含めようとする部分が、従前の区域と原則として直接の地続きであること。

(2) 新たに区域に含めようとする部分が、変更前の区域面積に対し50パーセント未満であること。

(3) 新たに区域に含めようとする部分が、上記条件を満たす場合で、その拡張に伴って期間の延長が必要となり、その期間の延長が既に認可されている期間と通算して1年6ヶ月以内（第2-2のただし書きに該当する場合は2年以内）であること。

2. 山砂利の場合

(1) 採取場区域が、当初認可に対して10%以上増加する場合、又は1haを越えて増加する場合は、新規の認可申請とする。

(2) 変更認可による採取期間の延長は、採取完了等による緑化工事等特別な場合を除き認めない。

3. 次のいずれかに該当する場合は、変更認可を受けなくてもよい。

(1) 採取用機械を同じ型式又は仕様のものに置き換える。

(2) 採取期間の短縮又は採取量の減少を行うが、他の採取の方法、災害防止の方法等は全く変更しないとき。

(3) 採取計画と異なる土砂を使用する場合。

(4) その他の軽微な変更と認められるとき。

4. 変更認可を受けなくてもよい軽微な変更を行う場合には、軽微な変更届書を提出するものとする。

第6 国等に対する適用

国又は地方公共団体が公共工事の実施に伴い法第43条の規定による協議を行う場合については、当該公共工事の設計基準等をもって協議することができる。また、岐阜県埋立て等の規制に関する条例第10条第1号に規定する公共的団体及び地方独立行政法人（以下「団体等」という）が工事等の実施に伴い砂利採取計画認可申請を行う場合については、当該団体等の工事の設計基準をもって審査することができる。

附 則

第1 (適用期日)

この基準は、昭和56年 4月 1日から適用する。

第2 (経過措置)

この基準の適用後2月間に限り、深さ5.0メートル以内の砂利採取に係る認可申請については、従前の基準を適用するものとする。

附 則

この基準は、昭和57年 4月 1日から適用する。

附 則

この基準は、昭和62年 4月 1日から適用する。

附 則

第1 (適用期日)

この基準は、平成 5年10月 1日から適用する。

第2 (経過措置)

この基準の適用後2月間に限り、深さ9.0メートル以内の砂利採取に係る認可申請については、従前の基準を適用するものとする。

この基準は、	附 則	平成 10 年	5 月	1 日から適用する。
この基準は、	附 則	平成 11 年	5 月	1 日から適用する。
この基準は、	附 則	平成 12 年	4 月	1 日から適用する。
この基準は、	附 則	平成 13 年	6 月	1 日から適用する。
この基準は、	附 則	平成 18 年	4 月	1 日から適用する。
この基準は、	附 則	平成 22 年 10 月		1 日から適用する。
この基準は、	附 則	平成 23 年	4 月	1 日から適用する。
この基準は、	附 則	平成 25 年	1 月	1 日から適用する。
この基準は、	附 則	平成 27 年	4 月	1 日から適用する。
この基準は、	附 則	令和 3 年	4 月	1 日から適用する。
この基準は、	附 則	令和 8 年 10 月		1 日から適用する。